

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例および函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 4 6 号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例および函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例の一部を改正する条例

(函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正)

第 1 条 函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 4 年函館市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

(函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例の一部改正)

第 2 条 函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例（平成 1 0 年函館市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項）」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項（同条第 4 項）」に改める。

第 2 条第 2 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項前段」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項前段」に改める。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「非常災害により生じた廃棄物」を「法第 2 条の 3 第 1 項に規定する非常災害廃棄物」に改め、「受け

た者（」の後ろに「法第6条の2第3項または第5項の規定による処分の委託を受けた者を含む。」を加え、「受託者」を「受託者等」に、「第9条の3の3第2項前段」を「第9条の3の3第3項前段」に改める。

第5条第2項中「受託者」を「受託者等」に、「第9条の3の3第2項前段」を「第9条の3の3第3項前段」に改める。

第6条第2項中「第9条の3の3第2項後段」を「第9条の3の3第3項後段」に、「受託者」を「受託者等」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。